

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和五年十一月二十九日

神奈川県選挙管理委員会  
委員長 保 阪 努

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	取消年月日
大野 一美	大野ひとみと藤沢の未来を創る会	五、一〇、一八
唐澤 一代	唐澤一代後援会	五、九、三〇
今野 典人	横浜みどり政策研究会	五、九、二九
山田 瑛理	山田えりとなぐ川崎の会	五、一〇、二